

## 新伊達博物館建築設計業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、新伊達博物館建築設計業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

新伊達博物館建築設計業務

#### (2) 業務内容

設計書（別紙1）のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※この業務の履行期間は上記のとおりであるが、予算を繰越したときは、業務期間を変更することとしている。なお、想定している業務日数は600日程度である。

#### (4) 提案限度価格

162,859,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (6) 設計者として、次の①同一業務・②公共業務のいずれかの基本設計及び実施設

計を行った実績があること。

① 同一業務

「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型十二・建築物の用途等第2類に該当する施設で「美術館、博物館」に係る延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築に伴って行われた建築設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。ただし、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,000㎡以上の場合に限る。

② 公共業務

国又は地方公共団体等が発注する工事(※)で、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三～十二に該当する施設に該当し、延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築に伴って行われた建築設計業務のうち、平成23年4月1日以降に発注され、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。ただし、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,000㎡以上の場合に限る。

(※)国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

○「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、  
「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

5 参加等に対する制限

本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、同時に公告する「新伊達博物館設計支援（CM）業務」の受託者及び当該設計による工事の請負者となることはできない。

6 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和3年6月 4日（金）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和3年7月 6日（火）まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和3年7月 9日（金）
4. 参加申込書の提出期限	令和3年7月13日（火）まで

5. 参加資格の審査結果及び 1次審査（書類選考）結果の通知	令和3年7月中～下旬予定
6. 提案書等の提出期限	令和3年8月中旬予定
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和3年8月下旬予定
8. 審査結果の通知	令和3年9月上旬予定
9. 審査結果の公表	令和3年9月中旬予定

## 7 参加手続

### (1) 実施要領・仕様書等の配布

#### ① 配布期間

令和3年6月4日（金）から令和3年7月13日（火）まで

#### ② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、担当部署宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館において配布する。

### (2) 質問の受付及び回答

- ① 実施要領等に係る質問は、新伊達博物館建築設計業務に係るプロポーザル質疑書（様式1）によるものとし、担当部署宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館

E-mail : date-mu@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-22-7776

#### ② 提出期限

令和3年7月6日（火）17時まで

#### ③ 回答方法

令和3年7月9日（金）17時までに宇和島市ホームページに随時掲載する。

### (3) 参加申込書の提出

#### ① 提出書類

本プロポーザルの参加者は新伊達博物館建築設計業務プロポーザルに係る提出関係書類の作成要領（別紙2）に基づき参加申込書等を提出するものとする。

ア 参加申込書（様式2-1）

イ 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式2-2）

ウ 参加者の同一・同種公共・公共業務実績（様式2-3）

エ 管理技術者の経歴等（様式2-4）

オ 各主任担当者の経歴等（様式2-5①～⑤）

カ 受賞歴調書（様式2-6①～③）

キ 一次審査提案書（様式2-7）

ク 添付書類（資格、実績及び受賞を証明する書類等）

#### ② 提出期限

令和3年7月13日（火）17時まで

- ③ 提出場所  
〒798-0061 宇和島市御殿町9番14号  
宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館  
TEL：0895-22-7776  
E-mail：date-mu@city.uwajima.lg.jp
- ④ 提出方法  
持参又は郵送。なお、様式2-2～5については担当部署宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館に電子メールによりデータでも提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。
- (4) 参加資格確認及び1次審査（書類選考）の実施  
参加資格を審査した結果、参加資格のあるものについて1次審査として書類選考を行う。  
参加資格のある参加者が5者を超える場合は、プレゼンテーション・ヒアリング対象参加者を5者に選定する。
  - ① 参加資格の審査結果及び1次審査（書類選考）結果の通知  
日時：令和3年7月中～下旬予定
  - ② 1次審査の選考方法  
新伊達博物館建築設計業務プロポーザル1次審査（書類選考）評価基準（別紙3）に基づき選考する。
  - ③ その他  
参加資格結果及び1次審査の結果については参加者全員に通知する。
- (5) 提案書等の提出  
1次審査通過者は、新伊達博物館建築設計業務プロポーザルに係る提出関係書類の作成要領（別紙2）に基づき提案書等を提出するものとする。
  - ① 提出書類
    - ア 提案書表紙（様式3-1）
    - イ 提案書（様式3-2）
    - ウ 設計工程計画書（様式3-3）
    - エ 見積書（様式3-4）
  - ② 提出期限  
令和3年8月中旬予定（1次審査通過者に別途通知）
  - ③ 提出場所  
〒798-0061 宇和島市御殿町9番14号  
宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館  
TEL：0895-22-7776
  - ④ 提出方法  
持参又は郵送（提出期限必着とする。）
  - ⑤ 提出部数  
15部

(6) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時：令和3年8月下旬（日程は別途通知）

場所：宇和島市役所内

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：30分以内

質疑応答：20分程度

③ その他

ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

ウ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

8 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する新伊達博物館建築設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

新伊達博物館建築設計業務プロポーザル評価基準（別紙4）のとおりとする。

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

9 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

10 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

① 受託候補者の名称

② 全参加者の名称（五十音順）

③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

## 11 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

## 13 留意事項

### (1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式4）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）

することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

- ⑥ この公告の業務は、令和3年度から令和4年度までの債務負担行為の業務であり、部分払いを含む業務委託料の支払いについては、各会計年度の履行高予定額に対して行うものとする。なお、各会計年度における支払限度額、履行高予定額及び部分払いの回数については契約書中で明記する。

14 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒798-0061 宇和島市御殿町9番14号

担当部署：宇和島市教育委員会文化・スポーツ課伊達博物館 担当 牧野・井上

電話番号：0895-22-7776

FAX 番号：0895-22-7819

E-mail：date-mu@city.uwajima.lg.jp